

第35回八重山けまり杯争奪サッカーリーグ

実施要綱

口名 称	八重山けまり杯争奪サッカーリーグ
口主 催	八重山サッカー協会
口主 管	八重山サッカーリーグ運営委員会
口会 場	サッカーパークあかんま
口事務局	八重山サッカーリーグ運営委員会

1. 本リーグには、加盟チームより選出された、各チーム2名以上の運営委員により組織される運営委員会をおく。

2. 運営委員会は、運営委員長、副運営委員長を運営委員会の互選により選出する。

ア. 運営委員長は、運営委員会の決議による運営を管理する。

イ. 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長が都合のある時はその職務を代行する。

ウ. 運営委員は次の職務を分担し、運営の円滑を図る。

総務	庶務一般	出納事務	通達事項	涉外事項	チーム指導
広報記録	広報一般	記録の把握			
審判	審判割当及び指導育成				

3. 運営委員会は、加盟チーム登録名簿、役員名簿、競技記録を備えておく。

4. 運営委員会は、問題事項の解決と処理のために、規律委員会（協会役員を含む）を設置する。

5. 運営委員は、チームを統括し、運営委員会の決議事項を遵守すべくチームの育成に努める。

6. 試合の運営に当たっては、各担当チーム運営委員及び担当チームがその責任において一切を統括する。

各担当チーム運営委員及び運営担当チームの任務

ア. 各担当チーム運営委員は、試合運営上的一切の権限を有する。

イ. 各担当チーム運営委員は、試合開始15分前までに、グランドの整備及び器具の取り付けを確認する。

ウ. 運営担当チームは、試合毎に当番制により割り当てる。

エ. 本リーグは、加盟チームの協力によって運営されるので運営担当チームはチームの運営委員のもとにグランドの設営、記録報道を行う。

オ. 各節の運営担当チームは、該当ゲームの記録を行い、その結果を報道機関へ報告、確認する。

カ. 当日最初のゲーム及び最終ゲームの両チームは、試合開始前及び終了後に運営担当チームの要請がある時は、ゴールポストの設置及び片付けをすること。

キ. その他、必要事項については、運営委員会で協議する。

7. 負担金

参加料 40,000円

(ただし、高校生チームは各高校20,000円)

8. 表彰

優勝チームに賞状並びに優勝杯（八重山けまり杯）、個人賞（優秀選手、得点王）を授与する。